

令和元年度決算 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	標準財政規模 (千円)	うち臨財債 発行可能額
令和元年度	—	—	7.1	64.5	11,268,385	454,676
平成30年度	—	—	7.0	61.5	11,519,046	598,850

【令和元年度基準】

(単位：%)

早期健全化基準	13.15	18.15	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて毎年度変更します。

総括

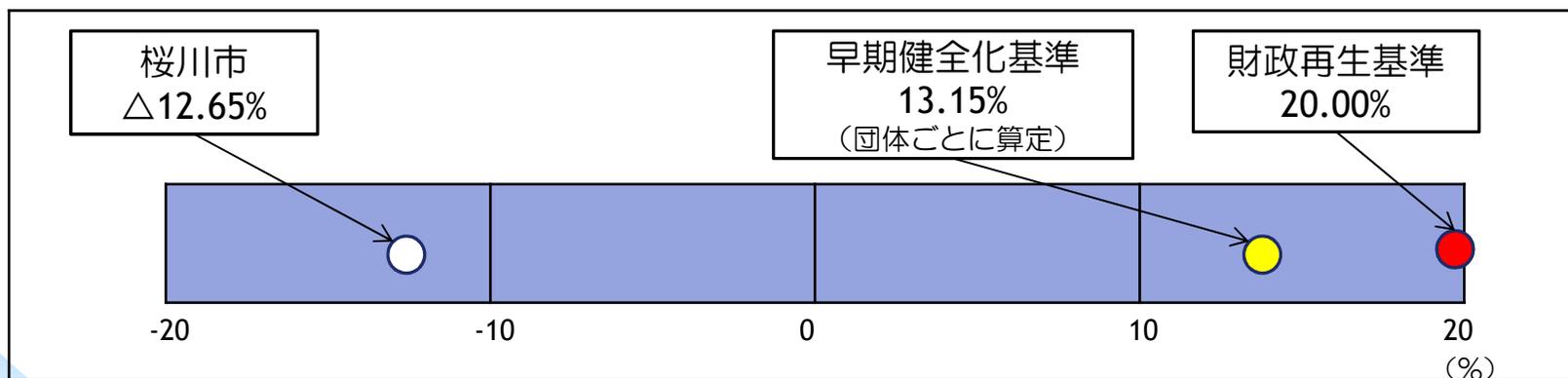
- 令和元年度決算に基づく桜川市の健全化判断比率は、平成30年度決算に引き続き、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となりました。
- 令和元年度の健全化判断比率は、平成30年度と比べ、実質公債費比率の数値が0.1ポイント、将来負担比率の数値が3.0ポイント上昇しました。

第1の指標

実質赤字比率

-%
黒字のため該当なし

- 一般会計等の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
- 令和元年度の桜川市における一般会計等は黒字のため、該当しませんが、数値化すると△12.65%となります。
- 黒字額は14億2,599万円でした。



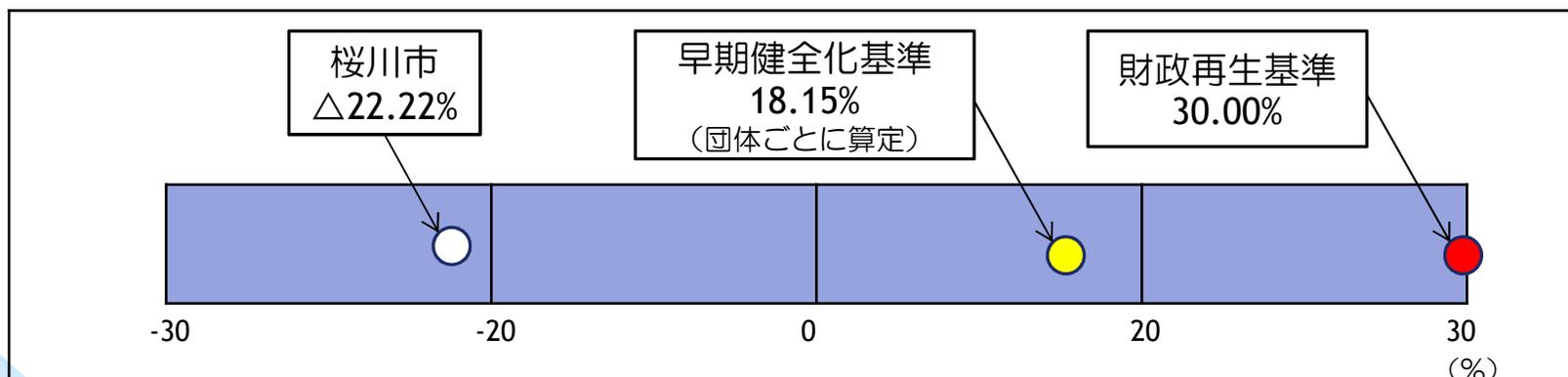
$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第2の指標

連結実質赤字比率

—%
黒字のため該当なし

- 特別会計や企業会計などすべての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
- 平成元年度の桜川市は黒字のため、該当しませんが、数値化すると△22.22%となります。
- 黒字額は25億461万円でした。



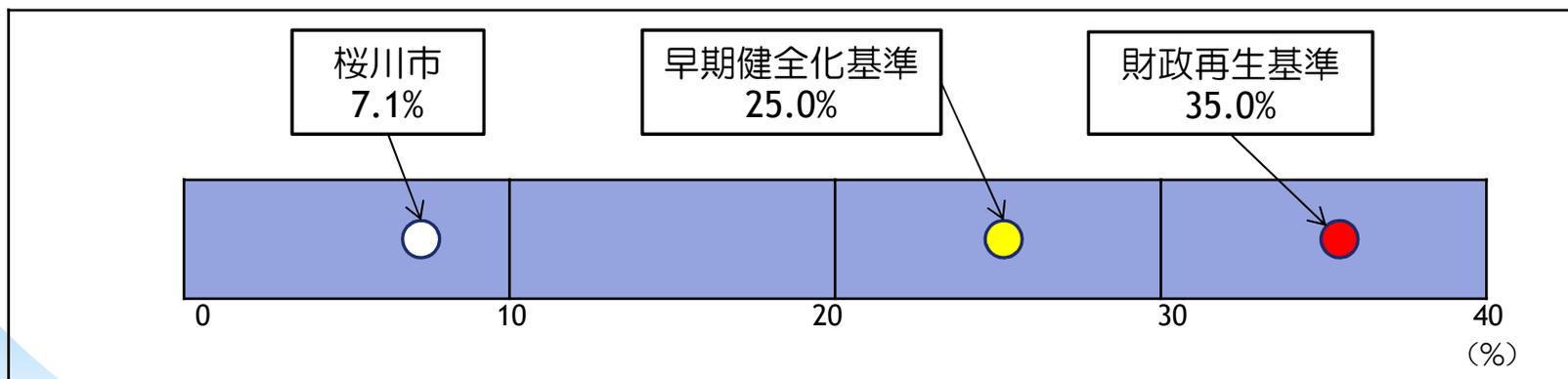
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第3の指標

実質公債費比率

7.1%
(30年度 7.0%)

- 借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示します。
数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。
- 令和元年度の桜川市の3カ年平均は7.1%で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。
- 合併特例債等の借入による元利償還金の額の増加により0.1ポイント上昇しました。



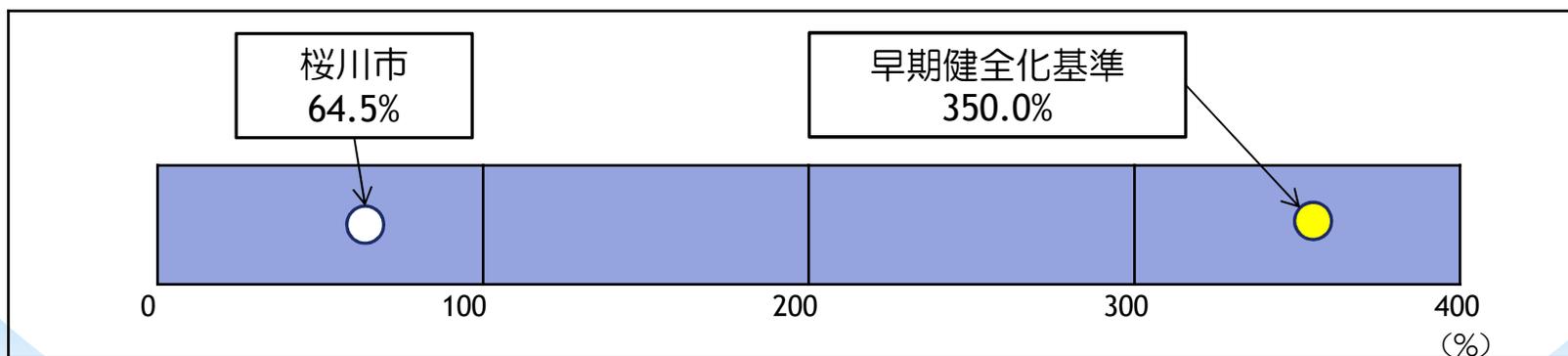
$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \text{の3カ年平均}$$

第4の指標

将来負担比率

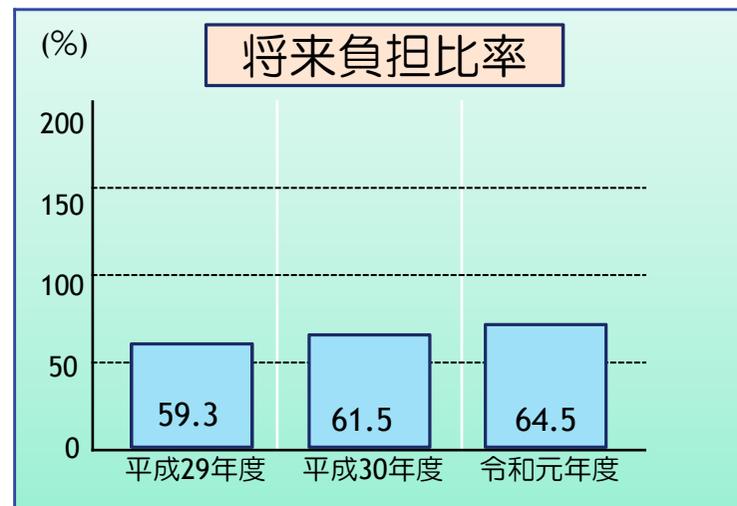
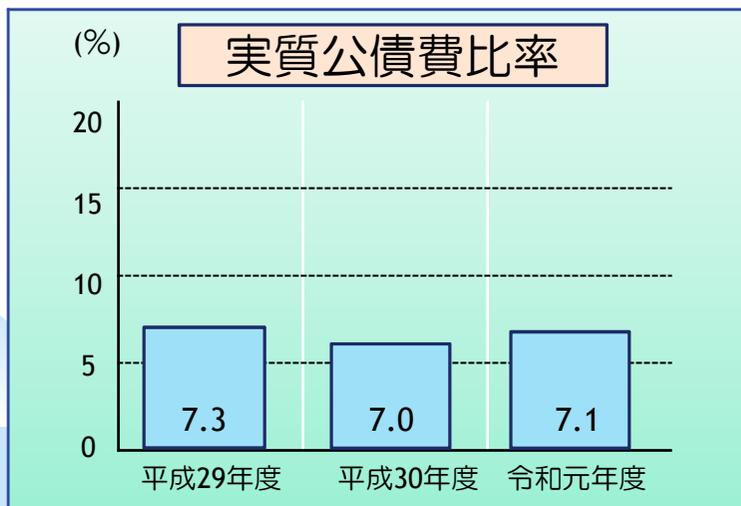
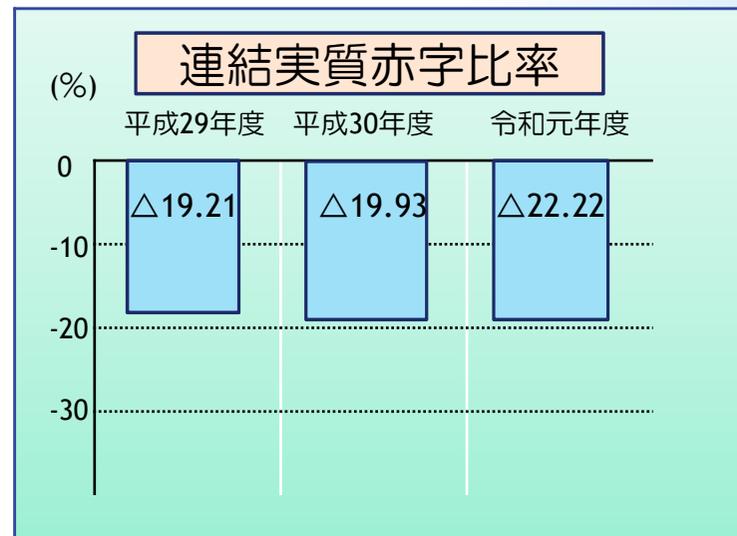
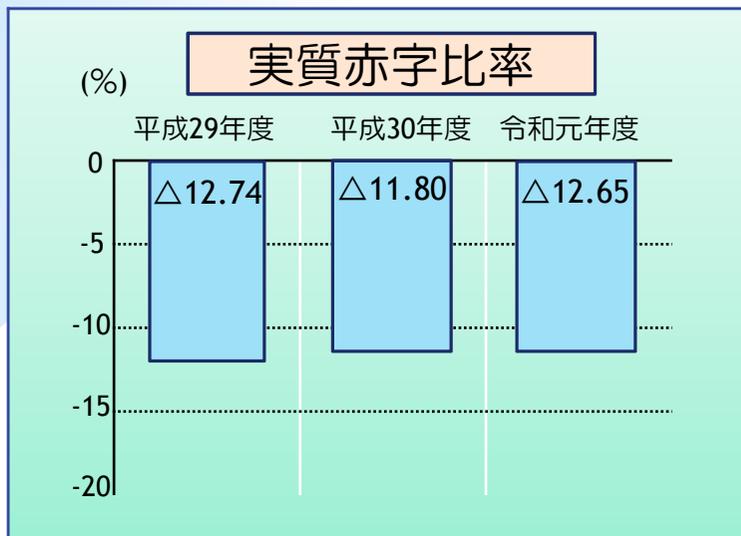
64.5%
(30年度 61.5%)

- 借入金や将来的に支出することが見込まれる額の大きさを示します。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。
- 令和元年度は64.5%で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。
- 令和元年度事業起債による地方債現在高及び国営霞用水の事業計画変更に伴う債務負担行為に基づく支出予定額の増加により、将来負担額が増加したことが影響し、3.0ポイント上昇しました。



$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

健全化判断比率の推移



※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字決算のため負数で数値化し表示しています。

【参考】

資金不足比率

- 公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。
数値が大きいほど経営が厳しい状況であることを表します。
- 経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。
- 当年度、桜川市においては、資金不足（赤字）が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

（単位：％）

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
病院事業会計	—	20.00
農業集落排水事業特別会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	20.00